

の委託による評価の活用も考慮する。なお、国家安全保障上の理由等のため機密保持が必要な場合には、この限りではない。

外部評価を行う場合には、評価者は、原則として当該研究開発分野に精通しているなど、十分な評価能力を有する外部専門家(注1)とする。また、大規模なプロジェクト、社会的関心の高い研究開発課題や研究開発策、研究開発機関等の評価においては、研究開発を取り巻く諸情勢に関する幅広い視野を評価に取り入れるために、外部有識者(注2)を加えることが適当である。なお、研究者等の業績については、所属する機関の長が、自ら定めるルールに従い評価を実施する。

さらに、研究開発の性格や目的に応じて社会・経済のニーズを適切に評価に反映させるため、産業界や人文・社会科学の人材等を積極的に評価者に加えることが必要である。国際的な観点からの評価を行うために、必要に応じて、海外の研究者に評価への参画を求める。

研究者間に新たな利害関係を生じさせないよう、評価者に評価内容等の守秘を義務付ける。

- (注1) 評価対象の研究開発分野及びそれに関連する分野の専門家であり、評価実施主体にも被評価主体にも属さない者。
- (注2) 評価対象とは異なる研究開発分野の専門家その他の有識者であり、評価実施主体にも被評価主体にも属さない者。

4. 評価時期

研究開発施策及び研究開発課題については、原則として事前評価及び事後評価を行うものとする。5年以上の期間を有するものや研究開発期間の定めがないものについては、評価実施主体が、当該研究開発課題の目的、内容、性格、規模等を考慮し、例えば3年程度を一つの目安として定期的に中間評価を実施するものとする。また、優れた成果が期待され、かつ研究開発の発展が見込まれる課題については、切れ目なく研究開発が継続できるように、研究開発終了前の適切な時期に評価を実施することが必要である。

さらに、研究開発においては、終了後、一定の時間を経過してから、副次的効果を含め顕著な成果が確認されることもまれではない。こうした点を踏まえ、学会等における評価や実用化の状況を適時に把握し、必要に応じて、研究開発施策、研究開発課題等について追跡評価を行い、成果の波及効果や活用状況等を把握するとともに、過去の評価の妥当性を検証し、関連する研究開発制度等の見直し等に反映する。

研究開発施策及び研究開発機関については、研究開発をめぐる諸情勢の変化に柔軟に対応しつつ、常に活発な研究開発が実施されるよう、評価実施主体は、3~5年程度の期間を一つの目安として、定期的に評価を実施する。研究者等の業績評価については、研究者等が所属する機関の長が自ら定めるルールに従い、評価を実施する。

5. 評価方法

(1) 評価方法の周知

評価実施主体は、評価における公正さ、信頼性、継続性を確保し、実効性のある評価を実施するために、被評価者に対し、評価目的や評価対象に応じて、あらかじめ評価方法(評価手法、評価項目・基準、評価過程、評価手続等)を明確かつ具体的に設定し周知する。

(2) 評価手法

研究開発には優れた成果を生み出していくことが求められるため、成果の水準を示す質を重視した評価を実施する。その際、研究分野ごとの特性等に配慮しつつ、評価の客観性を確保する観点から、質を示す定量的な評価手法の開発を進め、具体的な指標・数値による評価手法を用いるよう努める。例えば、あらかじめ設定した目標の達成度、また公表された論文の被引用度や特許等の活用状況等に関する数量的指標には一定の客観性があり、評価の参考資料として活用することができる。ただし、研究者の自由な発想に基づき基礎研究等のように、定量的な評価手法の適用が困難である場合があることに留意する必要がある。その場合であっても、可能な限り、客観的な情報・データ等

を活用する。

(3) 評価の観点

評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に示されている政策評価の観点も踏まえ、必要性、効率性、有効性の観点から行う。研究開発の特性に応じて、「必要性」については、科学的・技術的意義(独創性、革新性、先導性等)、社会的・経済的意義(実用性等)、目的の妥当性等を、「効率性」については、計画・実施体制の妥当性を、また「有効性」については、目標の達成度、新しい知の創出への貢献、社会・経済への貢献、人材の養成等の観点から評価を行うことが重要である。

評価は、対象となる研究開発の国際的水準に照らして行うが、科学技術の急速な進展や、社会や経済の大きな情勢変化に応じて、評価の項目や基準等を適宜見直すことが必要である。加えて、研究者が、社会とのかかわりについて常に高い関心を持ちながら研究開発に取り組むことは重要であり、研究開発活動によっては、人文・社会科学の観点も十分に盛り込まれるよう留意する。

(4) 柔軟な評価方法の設定

研究開発の評価は、その目的、内容や性格(基礎、応用、開発、試験調査(注)等)に応じて適切な評価の観点を設けるなど、柔軟に実施する必要がある。

特に、新しい知の創出が期待される基礎研究については、主に独創性、革新性、先導性等を重視する必要があるとともに、その成果は必ずしも短期間のうちに目に見えるような形で現れてくるとは限らず、長い年月を経て予想外の発展を導くものも少なからずある。このため、画一的・短期的な観点から性急に成果を期待するような評価に陥ることのないよう留意する。

また、成果を比較的に見極めやすいと思われる研究開発活動であっても、基礎研究、応用研究、開発研究等の各要素が混在するなど、単純

な区分が困難な場合も多く、個々の研究開発の内容を見極めて、具体的な評価方法を設定する必要がある。

さらに、短期間で論文、特許等の形で業績を上げにくい研究開発分野や試験調査等の各種の研究開発活動の基盤整備的な役割を担うものについては、それらの成果を評価するに当たって、個々の業務の性格を踏まえた適切な評価指標を用いることに配慮する。

(注) 各種観測調査や遺伝子資源の収集・利用、計量標準の維持、安全性等に関する試験調査、技術の普及指導など相対的に定型的、継続的な業務。

(5) 評価に伴う過重な負担の回避

評価に伴う作業負担が過重となり、本来の研究開発活動に支障が生じないよう、例えば評価の重複を避けるよう、既に行われた評価結果を活用したり、可能な限り簡略化した評価を実施するなど、評価実施主体の判断により、評価目的や評価対象(課題等)に応じた適切な方法を採用し、効率的に行う。例えば、大規模なプロジェクトと研究開発期間が短い課題や少額の研究開発課題では評価の方法に差があるべきである。

なお、評価方法の簡略化や変更を行う場合は、評価実施主体は変更の理由、基準、概要等を示す。

また、各研究開発機関が、あらかじめ自ら研究開発活動について自己点検を行い、適切な関係資料を整理しておくことは、外部評価を効果的・効率的に活用する上で有益である。

(6) エフォート制度の導入

特定の研究者への研究費の過度な集中を防ぐため、研究代表者及び研究分担者のエフォート(注)を明らかにし、新規の研究開発課題の企画立案、競争的資金制度における新規課題の選定の際などに活用することが重要である。

見を評価に反映させる。なお、研究者等の業績評価の結果については、個人情報秘保持の点から慎重に取り扱う。

評価者の評価に対する責任を明確にするために、評価実施後、適切な時期に評価者名を公表する。また、研究開発課題の評価の場合、研究者間に新たな利害関係を生じさせないよう、個々の課題に対する評価者が特定されないように配慮することが必要である。

7. 評価実施体制の充実

上記の1. ～6. を担保するため、評価実施体制を充実する。評価実施主体は、研究開発の特性に応じて、質の高い実効性のある評価が行われるように、評価実施のための具体的な仕組みを定め、公表する。また、評価に必要な予算、人材等の資源を確保して世界的に高い水準の評価を行う体制を整備することが必要である。その際は、必要に応じて研究費の一部を評価の業務に充てることも考慮する。

(1) 研究経験のある人材の確保と研修等を通じた評価人材の養成等

競争的資金の配分機関などにおいては、評価体制の充実のため、評価部門を設置し、国の内外から若手を含む研究経験のある人材を適宜に応じ一定期間配置する。さらに、研究開発課題の評価プロセスの適切な管理、質の高い評価、優れた研究の支援、申請課題の質の向上の支援等を行うために、米国のプログラム・マネージャー制度のような仕組みを作り、研究経験のある人材を充てる必要がある。

また、研修、シンポジウム等を通じて評価人材の養成に努める。評価者や評価業務に携わる人材の中から、早い段階で優れた研究開発を見いだし、研究開発を進展させることのできる「目利き」を育成するよう努める。

(2) データベースの整備と効率的な評価のための電子システムの導入

評価者の選任、評価者の評価等の評価業務の効率化、研究開発の必要な重複の回避、効果的・効率的な研究開発の企画・立案等を図る

(注) 研究専従率。研究者が当該研究開発の実施に必要とする時間の配分率(%)。研究者の年間の全仕事時間を100%とする。

6. 評価結果の取扱い

(1) 評価結果の予算、人材等の資源配分及び研究者等の処遇への反映

研究開発施策、研究開発課題及び研究開発機関にの評価においては、研究開発実施・推進主体、研究開発機関は、評価実施主体が得た評価結果について、それぞれの特性に応じて予算、人材等の資源配分等に反映させるとともに、国民に対する説明責任を果たすためこれらの反映状況を公表する。また、研究者等の業績の評価結果については、その処遇等へ反映させる。

(2) 評価内容等の被評価者への開示

評価実施主体は、評価実施後、被評価者からの求めに応じて、評価結果(理由等も含む)を開示するとともに、被評価者が説明を受けることができ仕組を整備する。また、評価の過程において、評価者と被評価者の間で意見の交換等を行う機会を作ること等を考慮する。なお、研究者等の業績評価については、所属する機関の長が定めるルールに従う。

(3) 研究開発評価等の公表等

研究開発成果や評価結果を広く公表することは、国民に対する説明責任を果たすとともに、研究開発評価の公正さと透明性を確保し、また研究開発成果や評価結果が社会や産業において広く活用されることに役立つ。

評価実施主体は、個人情報や企業秘密の保護、国家安全保障、知的財産権の取得状況等に配慮しつつ、研究開発成果、評価結果(評価意見や評価方法等)等をインターネット等を利用してするなどして、分かりやすい形で国民に積極的に公表するとともに、必要に応じて国民の意

ため、各府省は各課題ごとに研究者（エフォートを含む）、資金（制度、金額）、研究開発成果（論文・特許等）、評価者、評価結果（評価意見等）を収録したデータベースを構築・管理するとともに、総合科学技術会議は、各府省が取りまとめたデータ等を府省横断的に活用できるようにデータベースを構築・管理する。

さらに、審査業務・評価業務を効率化するため、申請書の受付、書面審査、評価結果の開示等に電子システムを導入する。

第3章 評価の実施（対象別の評価方法）

上記の共通原則に加え、評価対象に応じて、以下に掲げるとおり実施する。その際、「研究開発施策」、「研究開発課題」、「研究開発機関等」及び「研究者等の業績」のそれぞれに関わる評価を有機的に連携させることが重要である。

1. 研究開発施策の評価

各府省は、政策目標を達成するために策定した研究開発戦略等（注）、政策目標を具体化するための研究開発制度等が、国の政策に照らして妥当であるか、関連施策との連携を保ちながら効果的・効率的に推進されているかを評価する。これらの研究開発施策の評価では、研究開発戦略等や研究開発制度等に含まれる個々の研究開発課題の評価結果を活用する。

研究開発戦略等の評価結果については、その見直しに反映させる。また、競争的資金制度を始めとする研究開発制度の評価結果については、各府省ごとに各々が所管する制度の全体を把握した上で、その目的・計画の見直し、運用の改善とともに、制度の統合・廃止・拡大・縮小等へ反映させる。

総合科学技術会議は、基本的な政策や重要事項に係る方針等に反映させるため、必要に応じ、複数府省に関連する研究開発施策について、国の科学技術政策上の観点から評価する。

（注） 研究開発戦略等とは、特定の行政目的を実現するための研究開発の方針・方策（複数の研究開発制度や課題等が連携する集合体を含む）を示す。

2. 研究開発課題の評価

研究開発課題は、公募により複数候補の中から優れたものが競争的に選択され、実施される「競争的資金による課題」、国が定めた明確な

目的や目標に沿って重点的に推進される「重点的資金による課題」、及び研究開発機関に経常的に配分された資金により、実施される「基盤的資金による課題」に区分される。

それぞれの研究開発課題において、基礎研究、応用研究、開発研究など性格の異なる研究開発が行われており、研究開発課題の目的や内容は、広範かつ多様である。このため、その目的、内容、性格、分野等を精査し、評価の方法や観点などを適切なものにする。なお、研究開発課題での評価の観点については、「第2章 5. 評価方法 (3) 評価の観点」に記した観点のほか、以下の(1)～(3)に示す観点を加える。

研究開発課題の評価結果は、その目的・計画の見直し、拡大・縮小・継続・中止等へ反映させる。

評価にあたっては、評価に伴う負担が過重にならないようするため、効果的・効率的な評価を行うなどの工夫や配慮を行う。例えば、評価の対象とする研究開発成果(論文、特許等)を代表的な数点に絞る、競争的資金制度等での少額の研究開発課題では事前評価による審査を中心とし事後評価は最小限度にとどめる、評価項目を厳選する等を行う。

なお、委託先や共同研究の相手先となる民間機関で国費の支出を受けて実施される研究開発課題や、公設試験研究機関等で国費による支援を受けて実施される研究開発課題について、評価実施主体は、評価実施上の共通原則を踏まえつつも、国費の負担度合い等も勘案し、適切な方法で相応の評価を行うものとする。

(1) 競争的資金による課題

本資金による研究開発課題は、大きく「研究者の自由な発想に基づく基礎研究」と特定の政策目的を実現するための「研究目的を指定された研究」に二分される。

「研究者の自由な発想に基づく基礎研究」は、高い資質を有した専門家によって、それぞれの観点について国際的水準に照らしたピアレビューを行う。「研究目的を指定された研究」は、科学的・技術的な観点からの評価と社会的・経済的な観点からの評価とを明確に区分し

て実施する。

評価に当たっては、少数意見も尊重し、斬新な発想や創造性等を見逃さないうように十分に配慮することが重要である。また、これまでに応募実績のない者、少ない者(若手研究者、産業界の研究者等)については、研究内容や計画に重点を置いて的確に評価し、研究開発の機会が与えられるようにする。

グループ研究を行う場合は、参画研究者の役割分担、実施体制、責任体制の明確さ(研究代表者の責任を含む)についても評価する。

さらに、優れた成果を期待され、かつ研究開発の発展が見込まれる課題については、次の競争的資金(異なる競争的資金制度によるものを含む)に継続して採択されるなど、切れ目なく研究開発が継続できるように適切に評価を実施することが必要である。

(2) 重点的資金による課題等

本資金による研究開発課題は、その企画・立案が研究開発施策と整合し、かつその決定方法が妥当であるかを評価する。その際、科学技術の進展、社会や経済の情勢の変化により、評価の項目・基準等が変わることに留意する。特に応用研究及び開発研究等では、社会的・経済的な観点からの評価を重視する。

大規模プロジェクトについては、責任体制の明確さ(研究代表者の責任を含む)、費用対効果等を含めて、特に厳正に評価する。国際共同プロジェクトについては、国際的な役割分担、国際貢献及び国益上の意義・効果等についても評価する。また、評価の客観性・公正さにより高めめるため、研究開発を実施する主体から独立して実施する第三者評価を活用する。

大規模プロジェクトについては、国民の理解を得るために、早い段階からその内容や計画等をインターネット等を通じて社会に公表し、必要に応じて国民の意見を評価に反映させる。

また、大規模プロジェクトその他の国家的に重要なプロジェクトについては、必要に応じて、総合科学技術会議が国の科学技術政策上の

観点から評価を行う。

（3）基盤的資金による課題

研究開発機関の長の責任において、各機関の目的等に照らして、評価及び資源配分への反映のためのルールを適切に設定し、評価を実施する。その際、論文発表等を通じて当該研究分野における研究者間における評価を活用したり、必要に応じて機関評価の対象に含めるなど、効率的で適切な方法により実施する。

3. 研究開発機関等の評価

機関の設置目的や研究目的・目標に即して、機関運営と研究開発の実施・推進の面から行う。

機関運営面では、研究目的・目標の達成や研究開発環境の整備等のためにどのような運営を行ったかについて、効率性の観点も踏まえつつ評価を行う。機関運営面の評価項目としては、例えば、支援体制や知的基盤の整備、人材の養成・確保や流動性の促進、産学官連携、専門研究分野を活かした社会貢献等に対する取組があるが、研究開発機関等の目標に即して評価項目を選定し、評価する。

研究開発の実施・推進面では、機関等が実施・推進した研究開発課題の評価と所属する研究者等の業績の評価の総体で評価を行う。

評価結果を機関運営のための予算、人材等の資源配分に反映させる。こうした研究開発機関等の運営は、機関長の裁量の下で行われるものであり、責任者たる機関長の評価につなげる。

また、このような研究開発における機関長の責任の重さにもかんがみ、機関長が適切に選任されるように留意する必要がある。

なお、上記の他に、研究開発機関等の性格に応じて以下のとおり実施する。

大学等については、大学設置基準等に規定する自己点検・評価を厳正に行う。その際、自主性の尊重、教育と研究の一体的な推進等その特性

に留意する。大学共同利用機関については、外部専門家及び外部有識者で構成される評議員会等が行う評価を一層充実する。また、大学等が行う自己点検・評価に加えて、大学評価・学位授与機構等による教育、研究、社会貢献、組織運営等の第三者評価を推進する。

独立行政法人研究機関については、「独立行政法人通則法」に基づく中期目標期間の実績（中期目標の達成度等）を独立行政法人評価委員会で評価し、評価結果を踏まえ、適切に交付金を配分するとともに、独立行政法人研究機関は、機関の運営に評価結果を反映させるよう努めるものとする。

国立試験研究機関については、各府省の施策・事業と合致しているかを評価する。さらに、特殊法人研究機関等についても、国立試験研究機関に準じた措置が講じられるようにするとともに、これらの評価結果を、国の施策・事業に的確に反映させるものとする。

国費の支出を受けて研究開発（委託及び共同研究等）を実施する民間機関、公設試験研究機関等については、評価実施主体は、課題評価の際などに、これら機関における当該課題の研究開発体制に関わる運営面に関し、国費の効率性・効果的執行を確保する観点から、必要な範囲で機関評価を行う。

なお、本指針の対象外であっても研究開発に関連する部分については、各機関の性格や役割等に応じて、適切にそれを評価することが期待される。

4. 研究者等の業績の評価

機関長が機関の設置目的等に照らして適切かつ効率的な評価のためのルールを整備して、責任をもって実施する。その際、研究者には多様な能力や適性があることに十分配慮し、研究開発、研究開発の企画・管理や評価活動、社会への貢献等関連する活動に着目し、量よりも質を評価する。その際、大学等については、研究評価によって教育面での機能低下をもたらしことのないように留意する。

また、研究開発を推進するためには、研究支援者の協力が不可欠である。研究支援者の専門的な能力、研究開発の推進に対する貢献度等を適切に評価することが必要である。

戻る

(別添1)

厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針

平成14年8月27日
厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定

目次

第1編 総括的事項

第1章 目的

第2章 定義

第3章 対象範囲

第4章 評価実施主体、評価者及び研究者の責務

第5章 評価の基本的考え方

1. 外部評価の実施、評価者の選任等
2. 評価時期
3. 開かれた評価の実施
4. 研究開発資源の配分への反映等評価結果の適切な活用
5. 評価支援体制の整備
6. 評価における客観性の確保と研究開発の性格等に応じた適切な配慮
7. 評価に伴う過重な負担の回避
8. その他

第6章 本指針の見直し

第2編 研究開発施策の評価の実施方法

1. 評価体制

2. 評価の観点

3. 評価結果

第3編 研究開発課題の評価の実施方法

第1章 競争的資金による研究開発課題の評価

1. 総括的事項

2. 評価の実施体制

3. 評価事項

4. 評価方法

5. 評価結果の通知

6. 評価結果の公表等について

第2章 重点的資金による研究開発課題の評価

1. 評価の実施主体

2. 評価の実施方法

3. 評価結果の通知等

第3章 基盤的資金による研究開発課題の評価

1. 評価の実施主体及び実施方法

2. 評価結果の活用等

第4編 研究開発機関の評価の実施方法

1. 総括的事項

2. 評価方法

3. 評価事項

4. 評価の実施体制
5. 評価結果の通知等について
6. 評価結果の公表等について
7. 事前の自主点検の実施等

第5編 研究者の業績の評価の実施方法

(別紙) 本指針にいう研究開発機関

第1編 総括的事項

第1章 目的

「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」(平成9年8月、内閣総理大臣決定)は、平成13年11月に「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(内閣総理大臣決定)と改定され、評価対象として、旧大綱的指針において示されていた研究開発課題及び研究開発機関に、研究開発施策及び研究者等の業績を加えるとともに、評価における公正さと透明性の確保、評価結果の予算、人材等の資源配分への適切な反映、評価に必要な資源の確保と評価体制の整備を図ることが重要な改善点として盛り込まれた。

国民の保健・医療・福祉・生活環境・労働安全衛生など国民生活の向上に資することを目的とする厚生労働省の科学研究開発においても、行政施策との連携を保ちながら、研究開発活動と一体化して適切な評価を実施し、その結果を有効に活用して、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発を推進しつつ、その効率化を図ることにより、一層優れた研究開発成果を国民、社会へ還元することが求められている。

このため、厚生労働省の科学研究開発(試験、調査等を含む。)に関する研究開発施策、研究開発課題、研究開発機関及び研究者の業績の評価について、外部評価の実施、評価結果の公開、研究費等の研究開発資源の配分への適切な反映等を行うことにより、研究開発評価の一層効果的な実施を図ることを目的として本指針を策定するものである。

第2章 定義

本指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究事業等 次章(1)アからキまでに掲げるそれぞれの事業をいう。
- (2) 研究開発機関 施設等機関及びこれと一体化した研究機関のうち、別紙に掲げるものをいう。
- (3) 国立試験研究機関 研究開発機関のうち、別紙の1に掲げるものをいう。
- (4) 国立医療機関等研究機関 研究開発機関のうち、別紙の2から4までに掲げるものをいう。
- (5) 評価実施主体 第2編から第5編までの規定により評価を実施する研究事業等の所管課、研究事業等を所管する法人及び研究開発機関をいう。
- (6) 外部評価 評価実施主体が外部の者を評価者として選任して行う評価をいう。
- (7) 第三者評価 評価実施主体とは別の独立した機関が行う評価をいう。
- (8) 事前評価 研究開発施策の決定又は研究開発課題の採択の前に行う評価をいう。
- (9) 中間評価 研究開発施策又は研究開発課題の実施期間中に行う評価をいう。
- (10) 事後評価 研究開発施策又は研究開発課題の終了後に行う評価をいう。
- (11) 追跡評価 研究開発施策又は研究開発課題の終了後一定の期間を経過した後に行う評価をいう。
- (12) エフォート 研究者の年間の全仕事時間を100パーセントとした場合における、当該研究者が当該研究開発の実施に必要とする時間の配分率(研究専従率)をいう。
- (13) 大規模プロジェクト 研究開発に要する費用の総額が10億円以上と見込まれる研究開発課題をいう。
- (14) 少額又は短期の研究開発課題 年間500万円以下又は研究期間が1年以下と見込まれる研究開発課題をいう。

第3章 対象範囲

本指針の研究開発評価の対象範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 研究開発施策
 - ア 厚生労働科学研究費補助金による各研究事業
 - イ 国立病院特別会計におけるがん研究助成金、循環器病研究委託費、国際医療協力研究委託費、成

- 育 医療研究委託費、精神・神経疾患研究委託費及び長寿医療研究委託費による研究事業
- ウ 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構が実施する基礎研究推進事業
- エ 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構が実施する医薬品、医療機器等の研究開発に対する出融資事業
- オ 保健医療基礎研究費による研究事業
- カ 特定疾患治療研究費及び小児慢性特定疾患治療研究費による研究事業
- キ 結核研究所補助金及び放射線影響研究所補助金による研究事業
- (2) 研究開発課題
 - ア 競争的資金による研究開発課題
 - ・ 研究事業等のうち、公募型の研究開発課題
 - イ 重点的資金による研究開発課題
 - ・ 研究事業等のうち、公募型以外の研究開発課題
 - ・ 国立試験研究機関に予算措置された基盤的研究費以外の研究事業における研究開発課題
 - ウ 基盤的資金による研究開発課題
 - ・ 国立試験研究機関の基盤的研究費における研究開発課題
- (3) 研究開発機関
- (4) 研究者の業績
 - 研究開発機関に所属する研究者の業績

第4章 評価実施主体、評価者及び研究者の責務

(1) 評価実施主体及び評価者の責務

- (1) 評価実施主体は、本指針を踏まえ、評価のための具体的な仕組み(実施要領等の策定、評価委員会の設置等)を整備し、研究者の能力が十分に発揮される環境が創出されるよう、厳正な評価を実施するとともに、その評価結果を適切に活用し、また、国民に対して評価結果とその反映状況について積極的な情報の提供を図る。
- (2) 評価者は、中立かつ公正で厳正な評価を行うべきことを常に認識するとともに、優れた研究開発をさらに伸ばし、より良いものとなるように、必要に応じ、適切な助言を行う。また、自らの評価結果が、後の評価者によって評価されることになるとともに、最終的には国民によって評価されるものであることを十分に認識しなければならない。
- (3) 評価者は評価に関し知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。

(2) 研究者の責務

研究者は、研究開発活動の一環として評価の重要性を十分に認識し、自発的かつ積極的に評価に協力する。また、研究者は、専門的見地からの評価が重要な役割を果たすものであることを十分に認識し、評価に積極的に参加する。

第5章 評価の基本的考え方

1. 外部評価の実施、評価者の選任等

(1) 外部評価の実施

評価実施主体は、評価の客観性・公正さ・信頼性を確保するために、外部評価を実施することを原則とする。また、必要に応じて第三者評価を活用するものとする。

(2) 評価者の選任等

- (1) 評価者は、当該研究分野及びそれに関連する分野の専門家から選任し、国際的な観点から評価を行うために、必要に応じて、海外の研究者に評価意見を求めることもできるものとする。ただし、研究開発の性格や目的に応じて社会・経済のニーズを適切に反映させるために、産業界や人文・社会科学の人材を選任する等、当該研究分野の専門家以外の有識者等からも選任できるものとする。なお、必要に応じて、評価実施主体、当該研究事業等の所管課又は関係課に所属する者、被評価主体に所属する者も評価者として選任できるものとする。
- (2) 評価者の選任にあたっては、利害関係の範囲を明確に定める等により原則として利害関係者が評価者に加わらないようにする。なお、利害関係者が加わる場合については、その理由を示すものとする。さらに、評価の客観性を保つために、例えば、年齢、所属機関、性別等に配慮して評価者を選任するように努める。
- (3) また、研究者間に新たな利害関係を生じ、公正な審査の妨げとなることのないよう、評価者に対し評価に関わる諸情報の守秘の徹底を図る。

2. 評価時期

(1) 研究開発施策及び研究開発課題

- (1) 研究開発施策及び研究開発課題については、原則として事前評価及び事後評価を行う。
- (2) 研究開発施策については、研究開発をめぐる諸情勢の変化に柔軟に対応しつつ、常に活発な研究開発が実施されるよう、評価実施主体は、3年から5年程度の期間を一つの目安として、定期的に評価を実施する。
- (3) 研究開発課題については、3年の研究開発期間の場合、原則2年目で中間評価を実施する。5年以上の期間を要する又は研究開発期間の定めがない研究開発課題は、評価実施主体が、当該研究開発課題の目的、内容、性格、規模等を考慮し、例えば3年程度を一つの目安として定期的に中間評価を実施する。また、優れた成果が期待され研究開発の発展が見込まれる研究開発課題及び目的上継続性が重視される研究開発課題については、切れ目なく研究開発が継続できるように、研究開発終了前の適切な時期に評価を実施し、継続を決定することができるものとする。
- (4) 研究開発施策及び研究開発課題については、必要に応じて追跡評価を行い、成果の波及効果、活用状況等を把握するとともに、過去の評価の妥当性を検証し、関連する研究開発制度等の見直し等に反映するものとする。

(2) 研究開発機関

研究開発機関については、(1)(2)に準じて定期的に評価を実施す

(3) 研究者の業績

研究者の業績の評価については、研究者が所属する機関の長が自ら定める方法に従い、評価を実施する。

3. 開かれた評価の実施

厚生労働省の科学研究開発の現状について国民の理解を得るとともに、評価の透明性・公正さを確保するため、評価に係る諸情報を積極的に公開することが必要である。

(1) 評価方法の周知

評価実施主体は、評価における公正さ、信頼性、継続性を確保し、実効性のある評価を実施するために、評価目的や評価対象に応じて、あらかじめ評価方法(評価手法、評価項目、評価基準、評価過程、評価手続等)を明確かつ具体的に設定し周知する。

(2) 評価内容等の被評価者への開示

評価実施主体は、評価実施後、被評価者に結果を開示し、その内容を説明する等の仕組みを整備する。なお、研究者の業績の評価については、所属する機関の長が定める方法に従う。

(3) 研究開発評価等の公表等

(1) 評価実施主体は、個人情報や企業秘密の保護、国民の安全の確保、知的財産権の取得状況等に配慮しつつ、研究開発成果、評価結果をインターネットを利用すること等により、分かりやすい形で国民に積極的に公表する。ただし、研究者の業績評価の結果については、個人情報の秘密保持の点から慎重に取り扱う。

(2) 評価者の評価に対する責任を明確にするために、評価実施後、適切な時期に評価者名を公表する。この場合において、研究開発課題の評価については、研究者間に新たな利害関係を生じさせないよう、個々の課題に対する評価者が特定されないように配慮するものとする。

(3) 特に、大規模プロジェクトについては、(1)に留意しつつ評価結果を具体的に公表する。

4. 研究開発資源の配分への反映等評価結果の適切な活用

評価結果を十分に活用し、研究の一層の活性化を図るため、画一的、短期的な視点のみにとらわれないよう留意しつつ、評価結果を研究開発費等の研究開発資源の重点的・効率的配分、研究開発計画の見直し等の研究企画に適切に反映することが必要である。このことは、柔軟かつ競争的で開かれた、より創造的な研究開発環境の醸成に寄与し、活力あふれた研究開発を推進することにもつながるものである。

5. 評価支援体制の整備

(1) 電子化の推進

研究開発の評価を行うに当たっては、評価者・被評価者双方において、関係資料の準備やその検討など、一連の評価業務に係る作業が必要となるが、評価に伴うこれらの作業負担が過重なものとなり、かえって研究開発活動に支障が生じてはならない。そこで、評価実施主体においては、さらに効率的な研究開

発の企画等を図るため、被評価主体や研究者の協力を得て、各課題ごとに研究者（エフォートを含む。）、資金、研究開発成果（論文、特許等）、評価者、評価結果を含むデータベースを構築し、管理する必要がある。

さらに、審査業務及び評価業務を効率化するために、申請書の受付、書面審査、評価結果の開示等における電子システム化を進めることが望ましい。

(2) 人材の確保

評価実施主体は、評価体制を充実するため、評価担当者をおき、国の内外から若手を含む研究経験のある人材を適性に応じ一定期間配置するように努める。さらに、研究開発課題の評価プロセスの適切な管理、質の高い評価、優れた研究の支援、申請課題の質の向上の支援等を行うために、研究経験のある人材を充てることが望ましい。また、研修、シンポジウム等を通じて評価人材の養成に努めることも必要である。

6. 評価における客観性の確保と研究の性格等に応じた適切な配慮

- (1) 評価の客観性を確保する観点から、質を示す定量的な評価手法の検討を進め、具体的な指標・数値による評価手法を用いるよう努めるものとする。
- (2) 本指針が対象とする研究は、多様な目的を持つものであり、例えば遺伝子資源の収集・利用、長期縦断疫学研究など短期間で論文、特許等の形で業績を上げにくい研究開発分野や試験調査などそれぞれの研究事業等が持つ性格や目的を十分に考慮し、それぞれの研究事業等や研究開発機関に適した評価を行うことが必要である。
- (3) 国立試験研究機関の試験・調査等は、各種の研究活動の基盤整備的な役割を担うものであり、評価に当たっては個々の業務の性格を踏まえ、一般的な研究開発活動の評価の際に使用される評価指標、例えば論文数や特許権の取得数などとは異なる評価指標を用いるなどの配慮が必要である。

7. 評価に伴う過重な負担の回避

- (1) 評価に伴う作業負担が過重となり、本来の研究開発活動に支障が生じないように、大規模プロジェクトと少額又は短期の研究開発課題とでは評価の方法に差を設けるなどの配慮が必要である。評価方法の簡略化や変更を行う場合は、評価実施主体は、変更の理由、基準、概略等を予め示す必要がある。
- (2) 研究開発施策、研究開発課題、研究開発機関及び研究者の業績の評価が相互に密接な関係を有する場合には、それぞれの評価結果を活用して評価を実施するなど、効率的な評価を実施する。
- (3) 個々の研究開発施策、研究開発課題等が、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に定める政策評価（以下単に「政策評価」という。）の対象となる場合には、評価業務の重複による過重な負担が生じないように、本指針による評価と政策評価とを一体として行うものとする。

8. その他

独立行政法人については、独立行政法人評価委員会による評価が行われることとされており、本指針の対象としていないが、本指針を参考として独立行政法人に係る評価を行うことを妨げるものではない。

第6章 本指針の見直し

厚生科学審議会は、評価の実施方法について必要に応じて再検討を行い、本指針をより適切なものとするべく見直しを行うものとする。

第2編 研究開発施策の評価の実施方法

1. 評価体制

各研究事業等の所管課は、当該研究事業等の評価を行う。

2. 評価の観点

政策評価の観点も踏まえ、研究事業等の目標、制度、成果等について、必要性、効率性及び有効性の観点等から評価を行う。

研究事業等の特性に応じて柔軟に評価を行うことが望ましいが、「必要性」については、行政的意義（厚生労働省として実施する意義、緊急性等）、専門的・学術的意義（重要性、発展性等）、目的の妥当性等の観点から、「効率性」については、計画・実施体制の妥当性等の観点から、また「有効性」については、目標

の達成度、新しい知の創出への貢献、社会・経済への貢献、人材の養成等の観点から評価を行うことが重要である。

3. 評価結果

評価結果は、当該研究開発施策の見直しに反映させるとともに、各所管課において、研究事業等の見直し等への活用を図る。

第3編 研究開発課題の評価の実施方法

第1章 競争的資金による研究開発課題の評価

1. 総括的事項

- (1) 厚生労働省の科学研究開発の大部分は、行政施策に関連する研究であり、専門的・学術的観点及び行政的観点の両面から評価を行うものとするが、必要に応じて、広く国内外の専門家の意見を取り入れた国際的水準の評価を行うことができる。
- (2) 評価に当たっては、評価に伴う負担が過重にならないようにするため、効果的・効率的な評価を行う等の工夫や配慮を行う。少額又は短期の研究開発課題では、事前評価による審査を中心とし、事後評価は省略する、評価項目を厳選する等の配慮を行う。
- (3) 評価は基本的に書面によるものとするが、必要に応じ当該研究申請者に対して出席及び説明を求めること（ヒアリング）及び施設の訪問調査を実施するものとする。
- (4) 特定の研究者への研究費の過度な集中を防ぎ、効果的な研究開発の推進を図るため、研究代表者及び分担研究者の-effortを明らかにし、新規課題の選定等の際に活用する。
- (5) 緊急時の行政的要請に基づいて行う調査研究等は、事前評価の対象としないことができる。

2. 評価の実施体制

(1) 評価委員会の設置

- (1) 事前評価及び中間評価・事後評価を行うため、各研究事業等の所管課又は各研究事業等を所管する法人（以下この章において「所管課等」という。）は、研究事業等ごとに、事前評価委員会及び中間・事後評価委員会（以下、評価委員会）を置く。
- (2) 事前評価委員会及び中間・事後評価委員会の委員の数はそれぞれ10名から15名程度を標準とする。
- (3) 評価委員会は、原則として当該研究分野の専門家から構成される。また、必要に応じて専門家以外の有識者等や、所管課等及び本省関係課に所属する者も委員とすることができる。
- (4) 中間・事後評価委員会の委員の概ね3分の1は、事前評価委員会の委員とは異なる者をもって充てるものとする。

(2) 評価小委員会の設置

- (1) 所管課等は、必要に応じて当該研究分野の専門家、本省関係課に所属する者からなる評価小委員会を置くことができる。
- (2) 評価委員会は、評価小委員会の委員を選任する。

(3) 評価委員会及び評価小委員会による評価の実施

- (1) 評価小委員会は、各研究開発課題について、専門的・学術的観点と行政的観点から書面による評価を実施し、評価委員会に報告する。
- (2) 評価委員会は、各研究開発課題について、専門的・学術的観点からの評点、行政的観点からの評点等から（評価小委員会を置いた場合には、評価小委員会の報告も踏まえて）評価を行う。
- (3) 評価においては、1課題に対して評価委員会又は評価小委員会の複数名の委員が行うものとする。

(4) 利害関係者の排除

- (1) 評価委員会及び評価小委員会の委員は、当該研究事業等に応募すること（分担研究者として応募することを含む。）ができないものとする。
- (2) 委員は、自らが現在所属している機関に所属している者の研究開発課題については、評価しないもの

とする。

- (5) その他
評価に必要な申請書等の様式、委員の任期等については、所管課等が別途定めるものとする。

3. 評価事項

(1) 事前評価の評価事項

事前評価に当たり考慮すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項
- ア 研究の厚生労働科学分野における重要性
 - ・ 厚生労働科学分野に関して有用と考えられる研究であるか
 - イ 研究の厚生労働科学分野における発展性
 - ・ 研究成果が厚生労働科学分野の振興・発展に役立つか
 - ウ 研究の独創性・新規性
 - ・ 研究内容が独創性・新規性を有しているか
 - エ 研究目標の実現性・効率性
 - ・ 実現可能な研究であるか
 - ・ 研究が効率的に実施される見込みがあるか
 - オ 研究者の資質、施設の能力
 - ・ 研究業績や研究者の構成、施設の設備等の観点から、遂行可能な研究であるか
- (2) 行政的な観点からの評価に当たり考慮すべき事項
- ア 行政課題との関連性
 - ・ 厚生労働行政の課題と関連性がある研究であるか
 - イ 行政的重要性
 - ・ 厚生労働行政の課題における重要性が高い研究であるか
 - ・ 社会的・経済的効果が高い研究であるか
 - ウ 行政的緊急性
- (3) 総合的に勘案すべき事項
- ア いずれの観点の評価においても、各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか、又は倫理審査委員会の審査を受ける予定であるかを確認する等により、研究の倫理性について検討する。
 - イ 主任研究者及び分担研究者のエフォート等を考慮する。
 - ウ これまで研究実績の少ない者(若手研究者等)についても、研究内容や計画に重点を置いて的確に評価し、研究遂行能力を勘案した上で、研究開発の機会が与えられるように配慮する。
 - エ 申請者に対してヒアリングを実施する場合は、上記の評価事項の他、申請課題に対する研究の背景、目的、構想、研究体制、展望等についても説明を求めるものとする。
- (4) 申請課題の採択に当たっては、研究開発資金の重点的・効率的配分を図る観点から、関係省庁等と十分な連携・調整等を図ることとする。

(2) 中間評価の評価事項

中間評価に当たり考慮すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項
- ア 研究計画の達成度(成果)
 - ・ 当初の計画どおり研究が進行しているか
 - イ 今後の研究計画の妥当性・効率性
 - ・ 今後研究を進めていく上で問題点はないか
 - ・ 問題点がある場合は、研究内容等の変更が必要か
 - ・ その際にはどのように変更又は修正すべきか
 - ウ 研究継続能力
 - ・ 研究者の構成、研究者の能力や施設の設備からみて研究を継続し、所期の目的を達成することが可能か
 - ・ 研究者の構成に変更が必要な場合は、どのように変更すべきか
- (2) 行政的観点からの評価に当たり考慮すべき事項
「期待される厚生労働行政に対する貢献度」等を評価事項とする。
- (3) 総合的に勘案すべき事項

- ア いずれの観点の評価においても、各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか、又は倫理審査委員会の審査を受けているかを確認する等により、研究の倫理性について検討する。
- イ 研究継続申請者に対してヒアリングを実施する場合は、上記の評価事項の他、次年度の継続研究開発課題に対する研究開発課題の概要、研究の経過、今後の展望等についても説明を求めるものとする。

(3) 事後評価の評価事項

事後評価に当たり考慮すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

ア 研究目的の達成度(成果)

- ・ 計画していた目的を達成したか
- ・ 計画していた目的を達成できなかった場合、どこに問題があったか

イ 研究成果の学術的・国際的・社会的意義

- ・ 研究成果の学術的・国際的・社会的意義がどの程度あるか

ウ 研究成果の発展性

- ・ 研究成果の今後の研究への発展性があるか

エ 研究内容の効率性

- ・ 研究が効率的に実施されたか

(2) 行政的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

- ・ 期待される厚生労働行政に対する貢献度等。

(3) 評価の際には、専門学術雑誌への発表、学会での講演、発表など研究成果の公表状況や特許の出願及び取得状況について考慮する。

(4) 当該研究の主任研究者に対してヒアリングを実施する場合は、上記の評価事項の他、研究開発の結果及び成果と今後の展望等についても説明を求めるものとする。

4. 評価方法

(1) 各研究開発課題につき、総合的に勘案すべき事項に配慮しながら、専門的・学術的観点からの評価及び行政的観点からの評価を行う。評価は、5段階等の評価段階を設定し、評点を付けることにより行う。

各研究事業等の特性を踏まえ、それぞれの観点の重要性を考慮して重み付けを行った上で、総合点を算出し、点数の高い研究開発課題を優先的に採択することを原則とする。

(2) 評価の基準(評価段階、重み付け等)は、評価委員会において定める。

5. 評価結果の通知

(1) 事前評価

所管課等は、課題の採否結果を個々の研究者に通知する。なお、必要に応じて評価結果の内容等を研究者に通知するものとする。

(2) 中間評価

所管課等は、研究継続の可否を事前評価委員会及び個々の研究者に通知する。なお、必要に応じて研究計画の変更、研究費の増減、共同研究者の変更、研究の中止等の評価結果の内容を研究者に通知するものとする。

(3) 事後評価

所管課等は、評価結果を事前評価委員会及び個々の研究者に通知する。

6. 評価結果の公表等について

(1) 以下の事項について、所管課等は、評価終了後の適切な時期に、刊行物、厚生労働省ホームページ等により公表するものとする。

(1) 研究採択課題、研究費の交付予定額や研究報告書の概要

(2) 事前評価委員会及び中間・事後評価委員会の委員の氏名

(2) 公表に当たっては、個人情報・企業秘密や未発表の研究成果・知的財産権の取得等について、それらを保護する観点に配慮するものとする。

第2章 重点的資金による研究開発課題の評価

1. 評価の実施主体

重点的資金による研究開発課題の事前評価、中間評価及び事後評価については、各研究事業等の所管

課(国立試験研究機関又は法人に予算措置された基盤的研究費以外の研究事業における課題については当該国立試験研究機関又は法人)において実施する。

2. 評価の実施方法

評価は、行政的な施策と適合しているか、専門的・学術的・社会的・経済的観点等から有効に実施されているか等について行う。その際、科学技術の進展、社会や経済の情勢の変化により、評価の項目、基準等が変わることに留意する。特に応用研究、開発研究等については、社会的・経済的な観点からの評価を重視する。また、大規模プロジェクトについては、責任体制の明確さ、費用対効果等を含めて、特に厳正に評価するとともに、評価の客観性および公正さをより高めるため、必要に応じて第三者評価を活用する。

3. 評価結果の通知等

評価結果については、研究開発課題の研究実施者に通知するとともに、その概要について、個人情報・企業秘密や未発表の研究成果・知的財産権の取得等について、それらを保護する観点に配慮しつつ、インターネット等を通じて公表する。また、国立試験研究機関に措置された研究事業における課題の評価結果については、研究開発機関の評価において活用する。

第3章 基盤的資金による研究開発課題の評価

1. 評価の実施主体及び実施方法

基盤的資金による研究開発課題の事前評価、中間評価及び事後評価は、研究開発機関の長において、研究開発機関の目的等に照らして、重点的資金による研究開発課題の評価方法を参考としつつ、評価方法を適切に選定し、実施するものであり、必ずしも外部評価を求めるものではない。その際、例えば論文発表等を通じた当該研究分野における研究者間における評価等を活用するとともに、必要に応じて、研究開発機関の評価の対象に含めるなど、効率的で適切な方法で実施する。

2. 評価結果の活用等

評価結果は、必要に応じて、研究開発機関の評価に活用し、経常的な研究開発活動全体の改善に資するよう配慮する。

研究開発機関の長は、基盤的資金による研究開発課題の評価結果の内容を所管課に提出するものとする。

第4編 研究開発機関の評価の実施方法

1. 総括的事項

- (1) 研究開発機関は、各研究開発機関における科学研究開発の一層の推進を図るため、機関活動全般を評価対象とする研究開発機関の評価を定期的実施する。
- (2) 各研究開発機関は、その設置目的や研究目的に即して、機関運営と研究開発の実施・推進の両面から、当該研究開発機関の活動について評価を行う。

2. 評価方法

- (1) 評価の客観性及び公平性を確保するため、外部評価又は第三者評価を行う。
研究開発機関に評価委員会を置く場合は、概ね10名程度の当該研究開発機関に所属していない専門家(国立医療機関等研究機関にあっては、当該研究機関又は当該研究機関が置かれている施設等機関のいずれにも所属していない専門家)等より構成するものとする。
- (2) 研究開発機関の長は、当該研究開発機関全体の評価が3年に1回を目安として定期的に行われるよう評価実施計画を策定する。
- (3) 研究開発機関の各部等は、評価実施計画に基づいて、当該部等の活動の現状、体制、将来の計画等について報告書を作成し、研究開発機関の長に提出する。
- (4) 研究開発機関の長は、各部等からの報告書を取りまとめ、評価委員会に提出する。
- (5) 評価委員会は、研究開発機関との討議等を行い、総合的見地から評価を実施し、運営全般についての評価報告書を作成する。
- (6) 評価委員会は、評価報告書を研究開発機関の長に提出する。
- (7) 研究開発機関の長(国立医療機関等研究機関にあっては、当該研究機関の長及び当該研究機関が置かれている施設等機関の長。4(1)を除き、以下同じ。)は、評価委員会から評価報告書の提出を受けた場合において、当該研究報告書に当該研究開発機関の運営の改善に係る指摘事項が記載されているときは、当該指摘事項について検討を行い、対処方針を作成する。
- (8) 各研究開発機関の長は、評価報告書(7)により対処方針を作成した場合にあっては、評価報告書及び

対処方針。5.及び6.において同じ。)に基づき、その運営の改善等に努めなければならない。

3. 評価事項

研究開発機関の評価事項は、原則として以下の事項とし、各研究開発機関の研究目的・目標に即して評価事項を選定する。また、評価業務の重複とならないよう、評価に当たり、研究開発課題等の評価の結果を活用する。

- (1) 研究・開発・試験・調査・人材養成等の状況と成果(これらの厚生労働省の施策又は事業への貢献を含む。)
- (2) 研究開発分野・課題の選定(厚生労働省の施策又は事業との関連性を含む。)
- (3) 研究資金等の研究開発資源の配分
- (4) 組織・施設設備・情報基盤・研究及び知的財産権取得の支援体制
- (5) 共同研究・民間資金の導入状況、産学官の連携、国際協力等外部との交流
- (6) 研究者の養成及び確保並びに流動性の促進
- (7) 専門研究分野を生かした社会貢献に対する取組
- (8) 倫理規定、倫理審査会等の整備状況
- (9) その他

4. 評価の実施体制

(1) 評価委員会の委員の構成

評価委員会の委員は、以下の者とする。

当該研究開発機関に所属していない者(国立医療機関等研究機関にあつては、当該研究機関又は当該研究機関が置かれている施設等機関のいずれにも所属していない者)で、当該研究開発機関の行う研究分野の指導的研究者から、当該研究開発機関の長が選任する者。

ただし、必要に応じて研究開発機関の長は、以下の者を委員として選任することができるものとする。

- (1) 当該研究開発機関の所掌する専門分野以外の分野の有識者
- (2) 研究開発機関所管課、または研究事業等の所管課に所属する者

(2) 評価委員会の委員の任期等は研究開発機関ごとに定める。

5. 評価結果の通知等について

- (1) 研究開発機関の長は、当該研究開発機関の所管課を通じて評価報告書を厚生科学審議会に提出するものとする。
- (2) 厚生科学審議会は、評価報告書の報告書を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該評価報告書に関して意見を述べるができる。
- (3) 当該研究開発機関の所管課は、厚生科学審議会が(2)により意見を述べたときは、当該意見を踏まえ、当該研究開発機関に対し、その講ずべき措置を指示するとともに、必要な支援に努めるものとする。
- (4) 当該研究開発機関の長は、厚生科学審議会が(2)により意見を述べたときは、当該意見を踏まえ、当該研究開発機関の運営の改善等の状況を厚生科学審議会に報告するものとする。

6. 評価結果の公表等について

- (1) 各研究開発機関は、次に掲げる事項を当該研究開発機関のホームページ等により公表する。
 - (1) 評価報告書及び2(7)で定めた対処方針
 - (2) 厚生科学審議会が5(2)により意見を述べた場合にあつては、当該意見の内容及び5(4)により報告した当該研究開発機関の運営の改善等の状況
- (2) 各研究開発機関の所管課は、所管している研究開発機関について、次に掲げる事項を厚生労働省ホームページ等により公表する。
 - (1) 当該研究開発機関における研究開発課題及び研究開発結果
 - (2) 厚生科学審議会が5(2)により意見を述べた場合にあつては、当該意見の内容
 - (3) 5(3)により当該研究開発機関に指示した場合にあつては、当該指示の内容
 - (4) 5(4)の報告を受けた当該研究開発機関の運営の改善等の状況
- (3) 公表に当たっては、個人情報・企業秘密や未発表の研究開発成果・知的財産権の取得等について、それらを保護する観点から十分に配慮するものとする。

7. 事前の自主点検の実施等

各研究開発機関は、すでに所内に設置されている評価委員会等を活用し、当該研究開発機関の研究開

発活動について定期的な自主点検の実施に努めるものとする。

8. その他

研究開発機関と一体化している病院で実施されている臨床研究についても、本指針に基づき評価を行うことが望ましい。

第5編 研究者の業績の評価

研究者の業績評価については、研究開発機関の長が、機関の設置目的等に照らして適切かつ効率的な評価のための仕組みを整備して、実施する。その際、研究者には多様な役割や能力、適性があることに十分配慮し、研究開発に加え、厚生労働行政への貢献、研究開発の企画・管理、評価活動その他の関連する活動等に着目し、量よりも質を評価する。また、人材養成機関としての機能を併せ持つ等の場合は、人材養成その他の面についても評価できるように配慮する。

(別紙)

本指針にいう研究開発機関

1 国立試験研究機関

- (1) 国立医薬品食品衛生研究所
- (2) 国立保健医療科学院
- (3) 国立社会保障・人口問題研究所
- (4) 国立感染症研究所

2 国立高度専門医療センターと一体化した研究機関

- (1) 国立がんセンター研究所
- (2) 国立循環器病センター研究所
- (3) 国立精神・神経センター神経研究所
- (4) 国立精神・神経センター精神保健研究所
- (5) 国立国際医療センター研究所
- (6) 国立成育医療センター研究所

3 国立療養所と一体化した研究機関

国立療養所中部病院長寿医療研究センター

4 施設等機関(国立医療機関を除く。)と一体化した研究機関

国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所

[トップへ](#)

[戻る](#)

文部科学省における研究及び開発に関する評価指針（草案）

平成14年3月 日

科学技術・学術審議会
研究計画・評価分科会
研究評価部会

はじめに

科学技術と学術は新たな知を生み出し、人類の未来を切り拓く源である。我が国は、人類の知的資産たる優れた研究成果を創出し、これを世界に発信することを通じて人類共通の問題の解決に貢献するとともに、国際的な競争環境の中で持続的に発展し、安心・安全で質の高い生活のできる国の実現を目指す必要がある。そのためには、我が国の最も貴重な資源である「頭脳」によって、世界をリードする「科学技術創造立国」を目指して努力していかなければならない。

文部科学省は、科学技術と学術を総合的に振興することを任務としており、研究者の自由な発想と研究意欲を源泉とする学術研究から、特定の政策目的を実現する大規模プロジェクトまで広範な研究及び開発を推進する役割を担っている。その役割を果たすために、文部科学省は、優れた成果を生み出し、社会・経済への還元等を図るよう、研究及び開発に関する企画立案、実施、評価等を、国民の理解を得つつ適切に行っていくことが必要である。その際、様々な性格、内容、規模等を有する広範な研究及び開発について、各々の特徴を踏まえるとともに、全体として調和が取れたものとなるよう配慮することが重要である。

研究及び開発の評価については、従来より取り組みがなされてきたところであるが、平成13年3月に閣議決定された科学技術基本計画においては、優れた成果を生み出す科学技術システムを実現するための柱の一つとして、評価システムの改革が挙げられている。今般、この基本計画に基づき、改定された「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成13年11月28日）が内閣総理大臣決定された。

他方、大学評価を行う機関として、大学評価・学位授与機構が創設されるとともに、「独立行政法人通則法」（平成11年法律第103号）に基づく独立行政法人研究機関の評価が実施されている。また、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づく政策評価が平成14年4月から実施されることになっている。これらの評価については、研究及び開発に係わるものがあるため、大綱的指針に基づく評価を進めるに当たっては、これらの評価との整合性を確保しつつ、適切に進める必要がある。

科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会研究評価部会では、大綱的指針を踏まえ、文部科学

省における研究及び開発の評価について基本的な考え方を示したガイドラインとなる指針の策定に向けて具体的な検討を行い、また、並行して科学技術・学術審議会学術分科会で行われた学術研究における評価の在り方に関する検討結果「学術研究における評価の在り方について（報告）」（平成14年2月14日）の内容を反映し、文部科学省の所掌に係る研究及び開発全体を対象とする本草案を取りまとめた。

本草案では、第1章において評価についての意義等を明らかにし、第2章において本指針の4つの評価対象（研究開発施策、研究開発課題、研究開発を行う機関等、研究者等の業績）に共通する事項を整理し、第3章において4つの評価対象毎の個別事項を取りまとめた。さらに、第4章においては、第1章から第3章に基づいて評価を行うに当たり、特に、学術研究及び独立行政法人研究機関の評価に当たっての配慮事項を特記するとともに、第5章において本指針のフォローアップについて記述した。

なお、研究及び開発は未知を知とする高度な専門性に立脚した知的生産活動である。このため、その見通しや価値の判断は、専門家の洞察に依存する部分を本来的に避け得ないものであることに留意しなければならない。このため、評価は無謬ではないという謙虚な立場に立ち、その完成度を高める努力を怠ってはならないと考える。文部科学省としても、評価手法の改善についての調査研究を行うとともに、評価の実施状況等をフォローアップし、本指針の見直し等適切な措置を講じていくことが必要である。

目次

第1章 基本的考え方

1. 1 本指針の位置付け
1. 2 評価の意義
1. 3 評価の対象とその基本的な考え方
1. 4 評価システムの構築
1. 5 関係者の役割

第2章 共通事項

2. 1 評価実施主体
2. 2 評価者
 2. 2. 1 責任と自覚
 2. 2. 2 評価の観点に応じた評価者の選任
 2. 2. 3 外部評価、第三者評価、海外の研究者
 2. 2. 4 幅広い評価者の選任、在任期間、利害関係者、守秘義務
2. 3 評価時期及び評価方法
 2. 3. 1 評価時期
 2. 3. 2 評価の対象、目的の設定